

第 1 4

完成検査前検査の申請

1. 申請方法

完成検査前検査の申請方法は次によること。

- (1) 完成検査前検査申請は貯蔵タンク 1 基毎に申請すること。
- (2) 完成検査前検査申請書の記載要領
 - ① 完成検査前検査申請書の記載要領は、第 2 編 (P 3 5) を参照すること。
提出部数は、2 部提出 (特定タンク及び準特定タンクの水張り検査又は水圧検査に係るものを除く申請は 3 部とする。) とすること。
 - ② 「申請者」欄は、当消防局管内の完成検査前検査申請の場合は、原則として許可申請書と同様とする。
なお、管外に設置する貯蔵タンクの完成検査前検査の申請は、申請者が法人の場合にあっては、名称及び代表者名を記入すること。
 - ③ 貯蔵タンクの最大常用圧力は、「常圧」、「加圧」、「減圧」の別と最大常用圧力を記入すること。
 - ④ 貯蔵タンクの製造者及び製造年月日を記載し、変更工事の場合にあっては、工事を施行した者及び補修した年月日を記入すること。
例示：○ ○ 工事株式会社 平成○年○月○日補修
補修した年月日にあっては、完成検査前検査年月日の 1 日前の日付を記入すること。ただし、前日が日祝日の場合はその前の平日の日付を記入すること。

2. 申請時期

完成検査前検査を受けようとする者は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれに定める時期に市長に申請すること。ただし、法第 1 4 条の 3 の規定による保安に関する検査の申請書を提出している場合は、この限りではない。

- (1) 基礎・地盤検査
特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する工事 (地中タンクである特定屋外貯蔵タンクにあっては地盤に関する工事、海中タンクである特定屋外貯蔵タンクにあっては定置設備の地盤に関する工事) の開始前。
- (2) 水張り又は水圧検査
液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに配管その他の附属設備を取付ける前。
- (3) 岩盤タンク検査
岩盤タンクのタンク本体に関する工事の開始前。

3. 完成検査前検査申請の添付書類

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合は不要であるが、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と異なる場合は、構造明細書の写しを 2 部添付すること。

製造所又は一般取扱所で複数の 2 0 号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の 2 0 号タンクが明確に特定できるように記載すること。

- (1) 完成検査前検査の申請区分
 - ① 溶接部検査の対象となるもの

特定屋外タンク貯蔵所で当該タンクを新設する場合等、詳細は危険物規制審査基準Ⅲ「製造所等において行われる変更工事の取扱基準」を参照すること。

② 基礎、地盤検査の対象となるもの

特定タンク貯蔵所で、当該タンクを新設する場合、新法タンク及び旧法タンクで新基準等に適合させるための工事等で、次に掲げる変更工事が行われる場合

- ア 不等沈下による基礎の修正又は改造工事
- イ 基礎、地盤の改造又は改良工事

③ 水張又は水圧検査の対象となるもの（液体を貯蔵する危険物タンク）

ア 製造所等の許可を受けた貯蔵タンク及び付属タンク（以下「貯蔵タンク等」という。）

イ 貯蔵タンク等の本体に関する工事を行うもの。

4. 運 用

運用については、危険物規制審査基準Ⅲ「製造所等において行われる変更工事の取扱基準」を参照すること。

5. 認定事業所が自主完成検査前検査を行う場合の添付図書

認定事業所が変更工事に該当する工事に係る完成検査前検査について自主検査結果の活用を希望する場合は、完成検査前検査申請時に、自主検査により変更工事に係る液体危険物タンクが水張（水圧）試験に関する基準に適合することを証明する書類を提出すること。

6. 海外で製作された液体危険物タンクの水張試験又は水圧試験について

（平成13年3月23日 消防危第35号抜粋）

1 対象となる液体危険物タンク

対象となる液体危険物タンクは、次の（1）及び（2）に適合するものであること。

- （1） 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。
- （2） 海外の公正かつ中立な検査機関による政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認されるもの。

2 市町村長等による水張検査又は水圧検査の実施

市町村長等は、液体危険物タンクに係る政令第9条第1項第20号の技術上の基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限る。）への適合性について、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用することにより、水張検査又は水圧検査を実施して差し支えないものであること。

3 海外の公正かつ中立な検査機関

海外の公正かつ中立な検査機関は、政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適性にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。

○ 海外における検査機関の例

- ・ Loyd's Register (ロイズ・レジスター)
- ・ Germanisher Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・ Underwriters Laboratories Inc. (ユー・エル)
- ・ SGS (エス・ジー・エス)
- ・ TUV(テュフ)
- ・ Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)